



りゅうとおおはし

柳都大橋にも落書きが見つかりました

- 令和7年3月24日(月)に、新潟国道事務所が管理している「一般国道7号 柳都大橋(新潟市中央区万代3丁目地先)」において、萬代橋に続き落書きが発見されました。
- 今後、警察への被害届を提出の上、萬代橋の件とあわせて対応方針を検討します。
- みだりに道路に落書き(道路の汚損)をすると、処罰(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)の対象※となります。
- また、このような景観を損ねる行為は、決して許されるものではありませんので、大切にご利用いただくようお願いいたします。

※道路法第四十三条では、みだりに道路を損傷し、又は汚損することを禁止しており、同法第二条で罰則が規定されています。

被害状況 縦1.5m×横0.5m



落書き発見箇所

お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所

【被害状況等】管理第一課長 小池 貴史(こいけ たかし) (内線431)

新潟市中央区南笹口2-1-65
電話 025-244-2159(代表)

<https://www.hrr.mlit.go.jp/niiokoku/>
FAX 025-246-7763

